

2017年11月29日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第453号）

中国人民銀行、 『売掛金質権設定登記弁法』を改定 定義の明確化や登記期限を拡大

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行（PBOC）は、2017年10月25日付で『中国人民銀行による改定後の「売掛金質権設定登記弁法」の発布』（中国人民銀行令〔2017〕第3号、以下『改定弁法』という）を公布しました。売掛金譲渡登記の手続きに関して『改定弁法』を参照する旨の条文を追加、売掛金の定義に医療・教育・旅行やインフラおよび公共事業プロジェクトの収益権を明記、1年から5年と定めていた登記期限を6カ月から30年に拡大するなどの改定が行われています。『改定弁法』は2017年12月1日より施行されます。

□ 実務の需要による調整

売掛金については、2007年10月1日より施行されている『中華人民共和国物権法』第223条によって債務者もしくは第三者による質権設定が法的に可能となり、第228条¹に基づいた『売掛金質権設定登記弁法』²（中国人民銀行令〔2007〕第4号、以下『2007年第4号弁法』という）が2007年10月1日に施行されたことで売掛金質権設定登記が規範化されました。2015年1月21日にはPBOCが『2007年第4号弁法』改定のための意見募集稿を発表、『改定弁法』は約3年越しに改定版として公布されました。

今回の『改定弁法』公布についてPBOCは、『2007年第4号弁法』の施行以来、中国において売掛金融資業務が急速な発展を遂げるなかで、現行の売掛金の定義が実務における売掛金の種類をカバーできない、売掛金譲渡登記の実践にガイドラインがない、登記期限の設定と実際の業務で展開する期限が一致しないなどといった新たな問題が表面化。これらを補足、改善するための改定であることを『売掛金質

¹ 「第228条 売掛金を質権設定する場合、当事者は書面での契約を締結しなければならない。質権は、信用貸付信用調査機構が質権設定登記の手続きを行うときに設定する。売掛金の質権設定後、譲渡してはならないが、ただし質権設定者と質権者が協議し同意を経た場合を除く。質権設定者が売掛金を譲渡して得た代金は、質権者に事前に債務の償還もしくは供託しなければならない」

² 『2007年第4号弁法』の詳細については、以下のリンク先（中国語原文）をご参照ください。

⇒ <http://www.pbc.gov.cn/zhengxinguanlijuju/128332/128338/128374/2881759/index.html>

権設定登記弁法』(2017年改定)改定説明」で解説しています。

主な改定箇所については、以下の条文比較表(日本語仮訳、中国語原文)をご参照ください。

『売掛金質権設定登記弁法』改定前後の条文比較(日本語仮訳)

	改正前の条文	改正後の条文
定義	<p>【第4条】本弁法がいう売掛金とは、権利者が一定の貨物、サービスもしくは施設を提供することにより取得する代金の支払いを義務者に要求する権利を指し、現有のおよび未来の金銭債権およびそれがもたらす収益を含むが、ただし手形もしくはその他の有価証券により発生する支払請求権は含まない。</p> <p>本弁法がいう売掛金には以下の権利を含む。</p> <p>(1) 販売がもたらす債権で、貨物販売、水・電気・ガス・暖気の供給、知的財産権の使用許可等を含む、</p> <p>(2) 賃貸がもたらす債権で、動産もしくは不動産の賃貸を含む、</p> <p>(3) サービスの提供がもたらす債権、</p> <p>(4) 道路・橋梁・トンネル・渡し場等の不動産に係る徴収権、</p> <p>(5) 貸付もしくはその他の信用の提供がもたらす債権。</p>	<p>【第2条】本弁法がいう売掛金とは、権利者が一定の貨物、サービスもしくは施設を提供することにより取得する代金の支払いを義務者に要求する権利ならびに法に基づき享受するその他の支払請求権を指し、現有のおよび未来の金銭債権を含むが、ただし手形もしくはその他の有価証券により発生する支払請求権、ならびに法律・行政法規が譲渡を禁止する支払請求権は含まない。</p> <p>本弁法がいう売掛金には以下の権利を含む。</p> <p>(1) 販売・賃貸がもたらす債権で、貨物販売、水・電気・ガス・暖気の供給、知的財産権の使用許可、動産もしくは不動産の賃貸等を含む、</p> <p>(2) 医療・教育・旅行等のサービスもしくは労務の提供がもたらす債権、</p> <p>(3) エネルギー・交通運輸・水利・環境保護・市政工事等のインフラおよび公共事業プロジェクトの収益権、</p> <p>(4) 貸付もしくはその他の信用活動の提供がもたらす債権、</p> <p>(5) その他の契約を基礎とした金銭の給付を有する内容の債権。</p>
	[追加]	<p>【第3条】本弁法がいう売掛金質権設定とは、『中華人民共和国物権法』第223条が規定する売掛金質権設定を指し、具体的には担保債務の履行のために、債務者もしくは第三者がその合法的に有する売掛金を質権設定して債権者に与え、債務者が期限満了の債務を履行しない、もしくは当事者が約定する現実の質権が発生する状況で、質権者が当該売掛金およびその収益の優先的な弁済を受ける権利を有することを指す。</p>
登記内容	<p>【第10条第2項】質権設定者もしくは質権者が単位の場合、単位の法定登録名称・登録住所・法定代表者もしくは責任者の姓名・組織機構コードもしくは金融機構コード・工商登録コード等を記入しなければならない。</p>	<p>【第10条第2項】質権設定者もしくは質権者が単位の場合、単位の法定登録名称・住所・法定代表者もしくは責任者の姓名・組織機構コードもしくは金融機構コード・工商登録番号・法人およびその他の組織統一社会信用コード・取引主体識別子(LEI)等の機構コードもしくはコードを記入しなければならない。</p>
登記期限	<p>【第12条】質権者は、自ら登記期限を確定し、登記期限は年に基づいて計算し、最長でも5年を超えてはならない。登記期限が満了した場合、質権設定登記は失効する。</p>	<p>【第12条】質権者は、主たる債権の履行期限に基づき合理的に登記期限を確定しなければならない。登記期限は最短で6カ月で、6カ月を超えた場合、年に基づいて計算し、最長でも30年を超えない。</p>

抹消登記	〔追加〕	【第17条第2項】質権者が抹消登記の手続きを遅延し、他人に損害をもたらした場合、相応の法律責任を負わなければならない。
通知期限	【第20条】質権設定者もしくはその他の利害関係者は、異議登記の手続きが完了すると同時に質権者に通知しなければならない。	【第20条】質権設定者もしくはその他の利害関係者は、異議登記の手続きが完了した日から7日以内に質権者に通知しなければならない。
異議登記の取消	【第21条】質権設定者もしくはその他の利害関係者が異議登記の日から15日以内に起訴していない場合、信用調査センターは異議登記を取り消す。	【第21条】質権設定者もしくはその他の利害関係者が異議登記の日から30日以内に、争議起訴もしくは仲裁の要請および登記開示システムで案件受理通知を提出していない場合、信用調査センターは異議登記を取り消す。
	【第22条】信用調査センターは、質権設定者もしくはその他の利害関係者、質権者の要求に基づき、発効している法院判決もしくは仲裁に基づき売掛金質権設定登記もしくは異議登記を取り消さなければならない。	【第22条】信用調査センターは、質権設定者もしくはその他の利害関係者、質権者の要求に基づき、発効している法院判決、裁定もしくは仲裁機構の裁決に基づき売掛金質権設定登記もしくは異議登記を取り消さなければならない。
費用の徴収基準	〔追加〕	【第32条】信用調査センターは、国务院の価格主管部門が批准する徴収基準に基づき、売掛金の登記サービス費用を徴収する。
譲渡登記	〔追加〕	【第33条】権利者は、登記開示システムで融資を目的とする売掛金譲渡登記の手続きを行う場合、本弁法の規定を参照する。

（「『売掛金質権設定登記弁法』（2017年改定）改定説明」と関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

《应收账款质押登记办法》改定前後の条文比較（中国語原文）

	修改前	修改后
定義	<p>【第四条】本办法所称的应收账款是指权利人因提供一定的货物、服务或设施而获得的要求义务人付款的权利，包括现有的和未来的金钱债权及其产生的收益，但不包括因票据或其他有价证券而产生的付款请求权。</p> <p>本办法所称的应收账款包括下列权利：</p> <p>（一）销售产生的债权，包括销售货物，供应水、电、气、暖，知识产权的许可使用等；</p> <p>（二）出租产生的债权，包括出租动产或不动产；</p> <p>（三）提供服务产生的债权；</p> <p>（四）公路、桥梁、隧道、渡口等不动产收费权；</p> <p>（五）提供贷款或其他信用产生的债权。</p>	<p>【第二条】本办法所称应收账款是指权利人因提供一定的货物、服务或设施而获得的要求义务人付款的权利以及依法享有的其他付款请求权，包括现有的和未来的金钱债权，但不包括因票据或其他有价证券而产生的付款请求权，以及法律、行政法规禁止转让的付款请求权。</p> <p>本办法所称的应收账款包括下列权利：</p> <p>（一）销售、出租产生的债权，包括销售货物，供应水、电、气、暖，知识产权的许可使用，出租动产或不动产等；</p> <p>（二）提供医疗、教育、旅游等服务或劳务产生的债权；</p> <p>（三）能源、交通运输、水利、环境保护、市政工程等基础设施和公用事业项目收益权；</p> <p>（四）提供贷款或其他信用活动产生的债权；</p> <p>（五）其他以合同为基础的具有金钱给付内容的债权。</p>
	〔追加〕	<p>【第三条】本办法所称应收账款质押是指《中华人民共和国物权法》第二百二十三条规定的应收账款出质，具体是指为担保债务的履行，债务人或者第三人将其合法</p>

		拥有的应收账款出质给债权人，债务人不履行到期债务或者发生当事人约定的实现质权的情形，质权人有权就该应收账款及其收益优先受偿。
登記内容	【第十条第二款】出质人或质权人为单位的，应填写单位的法定注册名称、注册地址、法定代表人或负责人姓名、组织机构代码或金融机构代码、工商注册码等。	【第十条第二款】出质人或质权人为单位的，应填写单位的法定注册名称、住所、法定代表人或负责人姓名、组织机构代码或金融机构编码、工商注册号、法人和其他组织统一社会信用代码、全球法人机构识别编码等机构代码或编码。
登記期限	【第十二条】质权人自行确定登记期限，登记期限以年计算，最长不得超过5年。登记期限届满，质押登记失效。	【第十二条】质权人应根据主债权履行期限合理确定登记期限。登记期限最短6个月，超过6个月的，按年计算，最长不超过30年。
抹消登記	(追加)	【第十七条第二款】质权人迟延履行注销登记，给他人造成损害的，应当承担相应的法律责任。
通知期限	【第二十条】出质人或其他利害关系人应在异议登记办理完毕的同时通知质权人。	【第二十条】出质人或其他利害关系人应在异议登记办理完毕之日起7日内通知质权人。
異議登記の取消	【第二十一条】出质人或其他利害关系人自异议登记之日起15日内不起诉的，征信中心撤销异议登记。	【第二十一条】出质人或其他利害关系人自异议登记之日起30日内，未将争议起诉或提请仲裁并在登记公示系统提交案件受理通知的，征信中心撤销异议登记。
	【第二十二条】征信中心应按照出质人或其他利害关系人、质权人的要求，根据生效的法院判决或裁定撤销应收账款质押登记或异议登记。	【第二十二条】征信中心应按照出质人或其他利害关系人、质权人的要求，根据生效的法院判决、裁定或仲裁机构裁决撤销应收账款质押登记或异议登记。
費用の徴収基準	(追加)	【第三十二条】征信中心按照国务院价格主管部门批准的收费标准收取应收账款登记服务费用。
譲渡登記	(追加)	【第三十三条】权利人在登记公示系统办理以融资为目的的应收账款转让登记，参照本办法的规定。

(「『売掛金質権設定登記弁法』(2017年改定)改定説明」と関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成)

*

中国人民銀行信用調査センターの登記開示システムで公開されている2017年10月のデータによると、企業として質権設定者もしくは賃借人の登記を行っている登記数のうち約90.8% (17,903件)が中小零細企業によるものでした。『改定弁法』の調整事項のうち、登記期限幅の拡大は中小零細企業にとって「資金調達難、資金調達の高コスト化」という状況のさらなる緩和につながるとみられます。また、最長が5年から30年に延長されたことは、売掛金の定義にエネルギー・交通運輸などのインフラや公共事業プロジェクトの収益権が明記されたことと合わせて、地方政府によるインフラ建設やPPP(官民連携)プロジェクトをもカバーすることを視野に入れたものです。

『改定弁法』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および11ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

中国人民銀行による改定後の『売掛金質権設定登記弁法』の発布

市場発展の需要に適応し、さらに良く『中華人民共和国物権法』第 228 条が付与する売掛金質権設定登記を取り扱う職責を履行するため、中国人民銀行は『売掛金質権設定登記弁法』(中国人民銀行令[2007]第 4 号発布)に対して改定を行い、2017 年 10 月 25 日に発布し、2017 年 12 月 1 日より施行する。社会の公衆は中国人民銀行信用調査センターが構築した登記開示システム www.zhongdengwang.org.cn にログインし登記および検索業務を行うことができる。

中国人民銀行令 [2017] 第 3 号

『中華人民共和国物権法』等の関連法律規定に基づき、中国人民銀行は『売掛金質権設定登記弁法』(中国人民銀行令 [2007] 第 4 号発布)に対して改定を行い、2017 年 8 月 24 日第 8 回行長弁公会議の可決を経て、ここに発布し、2017 年 12 月 1 日より施行する。

行 長 周小川

2017 年 10 月 25 日

売掛金質権設定登記弁法

(2007 年 9 月 26 日第 21 回行長弁公会にて可決、2017 年 8 月 24 日第 8 回行長弁公会にて改定を可決)

第 1 章 総則

第1条 売掛金質権設定登記を規範化し、質権当事者および利害関係者の合法的權益を保護するため、『中華人民共和国物権法』等の関連法律規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法がいう売掛金とは、権利者が一定の貨物、サービスもしくは施設を提供することにより取得する代金の支払いを義務者に要求する権利ならびに法に基づき享受するその他の支払請求権を指し、現有のおよび未来の金銭債権を含むが、ただし手形もしくはその他の有価証券により発生する支払請求権、ならびに法律・行政法規が譲渡を禁止する支払請求権は含まない。

本弁法がいう売掛金には以下の権利を含む。

- (1) 販売・賃貸がもたらす債権で、貨物販売、水・電気・ガス・暖気の供給、知的財産権の使用許可、動産もしくは不動産の賃貸等を含む、
- (2) 医療・教育・旅行等のサービスもしくは労務の提供がもたらす債権、

- (3) エネルギー・交通運輸・水利・環境保護・市政工事等のインフラおよび公共事業プロジェクトの収益権、
- (4) 貸付もしくはその他の信用活動の提供がもたらす債権、
- (5) その他の契約を基礎とした金銭の給付を有する内容の債権。

第3条 本弁法がいう売掛金質権設定とは、『中華人民共和国物権法』第223条が規定する売掛金質権設定を指し、具体的には担保債務の履行のために、債務者もしくは第三者がその合法的に有する売掛金を質権設定して債権者に与え、債務者が期限満了の債務を履行しない、もしくは当事者が約定する現実の質権が発生する状況で、質権者が当該売掛金およびその収益の優先的な弁済を受ける権利を有することを指す。

第4条 中国人民銀行信用調査センター（以下、「信用調査センター」という）は、売掛金質権設定登記機構である。信用調査センターは、インターネットに基づき登記開示システム（以下、「登記開示システム」という）を構築し、売掛金質権設定登記を取り扱い、合わせて社会の公衆に検索サービスを提供する。

第5条 中国人民銀行は、信用調査センターが行う売掛金質権設定登記の関連活動に対して管理を行う。

第6条 同一の売掛金に複数の権利が設定される場合、質権者は登記の後先の順序に基づき質権を行使する。

第2章 登記と検索

第7条 売掛金質権設定登記は、登記開示システムを通じて手続きを行う。

第8条 売掛金質権設定登記は質権者が手続きを行う。質権者は質権設定登記を行う前、質権設定者と登記協議を締結しなければならない。登記協議には以下の内容を記載しなければならない。

- (1) 質権者と質権設定者がすでに質権設定契約を締結したこと、
- (2) 質権者により質権設定登記を行うこと。

質権者は、他人に委託して登記を行うこともできる。他人に委託して登記を行う場合、本弁法の質権者が行う登記に関する規定を適用する。

第9条 質権者が売掛金質権設定登記を行うとき、登記開示システムのユーザーとして登録しなければならない。

第10条 登記の内容は質権者および質権設定者の基本情報、売掛金の描写、登記期限を含む。質権者は本弁法第8条規定の協議を登記付属文書として登記開示システムに提出しなければならない。

質権設定者もしくは質権者が単位の場合、単位の法定登録名称・住所・法定代表者もしくは責任者の姓名・組織機構コードもしくは金融機構コード・工商登録番号・法人およびその他の組織統一社会信用コード・取引主体識別子（LEI）等の機構コードもしくはコードを記入しなければならない。

質権設定者もしくは質権者が個人の場合、有効な身分証明書番号・有効な身分証明書に記載の住所等の情報を記入しなければならない。

質権者は、主たる債権の金額等の項目を登記内容として質権設定者と約定することができる。

第11条 質権者は、記入が完了した登記内容を登記開示システムで提出しなければならない。登記開示システムは、提出時間を記録し、登記番号を分配し、売掛金質権設定登記の初期登記証明および修正番号を生成して質権者に提供する。

第12条 質権者は、主たる債権の履行期限に基づき合理的に登記期限を確定しなければならない。登記期限は最短で6カ月で、6カ月を超えた場合、年に基づいて計算し、最長でも30年を超えない。

第13条 登記期限満了前90日以内に、質権者はロールオーバーを申請することができる。

質権者は複数回のロールオーバーができ、ロールオーバーの期限は年に基づいて計算し、毎回、30年を超えてはならない。

第14条 登記内容に遺漏、過誤等の状況が存在する、もしくは登記内容に変化が生じた場合、質権者は登記の変更を行わなければならない。

質権者がもとの質権登記に新たな売掛金質権設定を追加する場合、新たに追加する部分は新たな質権登記とみなす。

第15条 質権者が登記手続を行うときに記入した質権設定者の法定登録名称もしくは有効な身分証明書番号を変更する場合、質権者は変更の日より4カ月以内に登記の変更手続を行わなければならない。

第16条 質権者がロールオーバー、登記の変更手続を行う場合、質権設定者とロールオーバー、変更事項について成立した登記の協議を提出しなければならない。

第17条 以下のいずれかの状況がある場合、質権者は当該状況が発生した日から10日以内に抹消登記の手続きを行わなければならない。

- (1) 主たる債権が消滅した場合、
- (2) 質権が実現した場合、
- (3) 質権者が登記に記載する売掛金上のすべての質権を放棄した場合、
- (4) 登記した権利の消滅がもたらされたその他の状況。

質権者が抹消登記の手続きを遅延し、他人に損害をもたらした場合、相応の法律責任を負わなければならない。

第18条 質権者は修正番号によりロールオーバー、変更登記、抹消登記の手続きを行う。

第19条 質権設定者もしくはその他の利害関係者が登記内容に過誤を認識した場合、質権者に変更登記もしくは抹消登記を要求することができる。質権者が変更もしくは抹消に同意しない場合、質権設定者もしくはその他の利害関係者は異議登記の手続きを行うことができる。

異議登記の手続きを行う質権設定者もしくはその他の利害関係者は、自ら異議登記を抹消することができる。

第20条 質権設定者もしくはその他の利害関係者は、異議登記の手続きが完了した日から7日以内に質権者に通知しなければならない。

第21条 質権設定者もしくはその他の利害関係者が異議登記の日から30日以内に、争議起訴もしくは仲裁の要請および登記開示システムで案件受理通知を提出していない場合、信用調査センターは異議登記を取り消す。

第22条 信用調査センターは、質権設定者もしくはその他の利害関係者、質権者の要求に基づき、発効している法院判決、裁定もしくは仲裁機構の裁決に基づき売掛金質権設定登記もしくは異議登記を取り消さなければならない。

第23条 質権者が変更登記および抹消登記の手続きを行い、質権設定者もしくはその他の利害関係者が異議登記の手続きを行った後、登記開示システムは登記時間、登記番号の分配を記録し、合わ

せて変更登記、抹消登記もしくは異議登記証明を生成する。

第24条 質権者、質権設定者もしくはその他の利害関係者は、登記開示システムが提示する項目に基づき事実どおりに登記しなければならず、虚偽の資料を提出して登記の手続きを行い、他人に損害をもたらした場合、相応の法律責任を負わなければならない。

第25条 いかなる単位および個人は、登記開示システムのユーザーとして登録した後、売掛金質権設定登記情報を検索することができる。

第26条 質権設定者を単位とする場合、検索者は質権設定者の法定登録名称により検索を行う。

質権設定者を個人とする場合、検索者は質権設定者の身分証明書番号により検索を行う。

第27条 信用調査センターは検索者の申請に基づき、検索証明を提供する。

第28条 質権者、質権設定者もしくはその他の利害関係者、検索者は、証明番号を通じて登記開示システムで登記証明および検索証明に対して検証することができる。

第3章 信用調査センターの職責

第29条 信用調査センターは、技術的な措置およびその他の必要な措置を採用し、登記開示システムの安全で、正常な運営を維持し、登記情報の漏洩、紛失を防止しなければならない。

第30条 信用調査センターは、登記オペレーション規則および内部管理制度を制定し、中国人民銀行に届出をしなければならない。

第31条 登記の抹消もしくは登記期限満了後、信用調査センターは登記記録に対して電子化、オフラインでの保存を行わなければならない。保存期限は15年とする。

第4章 附則

第32条 信用調査センターは、国务院の価格主管部門が批准する徴収基準に基づき、売掛金の登記サービス費用を徴収する。

第33条 権利者は、登記開示システムで融資を目的とする売掛金譲渡登記の手続きを行う場合、本弁法の規定を参照する。

第34条 本弁法は、2007年10月1日より施行する。

付属文書：

『売掛金質権設定登記弁法』（2017年改定）改定説明〔略〕

(中国語原文)

中国人民银行发布修订后的《应收账款质押登记办法》

为适应市场发展需求，更好地履行《中华人民共和国物权法》第二百二十八条赋予的办理应收账款质押登记的职责，中国人民银行对《应收账款质押登记办法》（中国人民银行令〔2007〕第4号发布）进行了修订，于2017年10月25日发布，自2017年12月1日起施行。社会公众可登录中国人民银行征信中心建立的登记公示系统 www.zhongdengwang.org.cn 办理登记和查询业务。

中国人民银行令〔2017〕第3号

根据《中华人民共和国物权法》等相关法律规定，中国人民银行对《应收账款质押登记办法》（中国人民银行令〔2007〕第4号发布）进行了修订，经2017年8月24日第8次行长办公会议通过，现予发布，自2017年12月1日起施行。

行 长 周小川

2017年10月25日

应收账款质押登记办法

（2007年9月26日第21次行长办公会通过，2017年8月24日第8次行长办公会通过修订）

第一章 总则

第一条 为规范应收账款质押登记，保护质押当事人和利害关系人的合法权益，根据《中华人民共和国物权法》等相关法律规定，制定本办法。

第二条 本办法所称应收账款是指权利人因提供一定的货物、服务或设施而获得的要求义务人付款的权利以及依法享有的其他付款请求权，包括现有的和未来的金钱债权，但不包括因票据或其他有价证券而产生的付款请求权，以及法律、行政法规禁止转让的付款请求权。

本办法所称的应收账款包括下列权利：

- （一）销售、出租产生的债权，包括销售货物，供应水、电、气、暖，知识产权的许可使用，出租动产或不动产等；
- （二）提供医疗、教育、旅游等服务或劳务产生的债权；
- （三）能源、交通运输、水利、环境保护、市政工程等基础设施和公用事业项目收益权；
- （四）提供贷款或其他信用活动产生的债权；

(五) 其他以合同为基础的具有金钱给付内容的债权。

第三条 本办法所称应收账款质押是指《中华人民共和国物权法》第二百二十三条规定的应收账款出质，具体是指为担保债务的履行，债务人或者第三人将其合法拥有的应收账款出质给债权人，债务人不履行到期债务或者发生当事人约定的实现质权的情形，质权人有权就该应收账款及其收益优先受偿。

第四条 中国人民银行征信中心（以下简称征信中心）是应收账款质押的登记机构。征信中心建立基于互联网的登记公示系统（以下简称登记公示系统），办理应收账款质押登记，并为社会公众提供查询服务。

第五条 中国人民银行对征信中心办理应收账款质押登记有关活动进行管理。

第六条 在同一应收账款上设立多个权利的，质权人按照登记的先后顺序行使质权。

第二章 登记与查询

第七条 应收账款质押登记通过登记公示系统办理。

第八条 应收账款质押登记由质权人办理。质权人办理质押登记前，应与出质人签订登记协议。登记协议应载明如下内容：

- (一) 质权人与出质人已签订质押合同；
- (二) 由质权人办理质押登记。

质权人也可以委托他人办理登记。委托他人办理登记的，适用本办法关于质权人办理登记的规定。

第九条 质权人办理应收账款质押登记时，应注册为登记公示系统的用户。

第十条 登记内容包括质权人和出质人的基本信息、应收账款的描述、登记期限。质权人应将本办法第八条规定的协议作为登记附件提交登记公示系统。

出质人或质权人为单位的，应填写单位的法定注册名称、住所、法定代表人或负责人姓名、组织机构代码或金融机构编码、工商注册号、法人和其他组织统一社会信用代码、全球法人机构识别编码等机构代码或编码。

出质人或质权人为个人的，应填写有效身份证件号码、有效身份证件载明的地址等信息。

质权人可以同出质人约定将主债权金额等项目作为登记内容。

第十一条 质权人应将填写完毕的登记内容提交登记公示系统。登记公示系统记录提交时间并分配登记编号，生成应收账款质押登记初始登记证明和修改码提供给质权人。

第十二条 质权人应根据主债权履行期限合理确定登记期限。登记期限最短 6 个月，超过 6 个月的，按年计算，最长不超过 30 年。

第十三条 在登记期限届满前 90 日内，质权人可以申请展期。

质权人可以多次展期，展期期限按年计算，每次不得超过 30 年。

第十四条 登记内容存在遗漏、错误等情形或登记内容发生变化的，质权人应当办理变更登记。

质权人在原质押登记中增加新的应收账款出质的，新增加的部分视为新的质押登记。

第十五条 质权人办理登记时所填写的出质人法定注册名称或有效身份证件号码变更的，质权人应在变更之日起 4 个月内办理变更登记。

第十六条 质权人办理展期、变更登记的，应当提交与出质人就展期、变更事项达成的登记协议。

第十七条 有下列情形之一的，质权人应自该情形产生之日起 10 日内办理注销登记：

- (一) 主债权消灭；
- (二) 质权实现；
- (三) 质权人放弃登记载明的应收账款之上的全部质权；
- (四) 其他导致所登记权利消灭的情形。

质权人迟延履行注销登记，给他人造成损害的，应当承担相应的法律责任。

第十八条 质权人凭修改码办理展期、变更登记、注销登记。

第十九条 出质人或其他利害关系人认为登记内容错误的，可以要求质权人变更登记或注销登记。质权

人不同意变更或注销的，出质人或其他利害关系人可以办理异议登记。

办理异议登记的出质人或其他利害关系人可以自行注销异议登记。

第二十条 出质人或其他利害关系人应在异议登记办理完毕之日起 7 日内通知质权人。

第二十一条 出质人或其他利害关系人自异议登记之日起 30 日内，未将争议起诉或提请仲裁并在登记公示系统提交案件受理通知的，征信中心撤销异议登记。

第二十二条 征信中心应按照出质人或其他利害关系人、质权人的要求，根据生效的法院判决、裁定或仲裁机构裁决撤销应收账款质押登记或异议登记。

第二十三条 质权人办理变更登记和注销登记、出质人或其他利害关系人办理异议登记后，登记公示系统记录登记时间、分配登记编号，并生成变更登记、注销登记或异议登记证明。

第二十四条 质权人、出质人和其他利害关系人应当按照登记公示系统提示项目如实登记，提供虚假材料办理登记、给他人造成损害的，应当承担相应的法律责任。

第二十五条 任何单位和个人均可以在注册为登记公示系统的用户后，查询应收账款质押登记信息。

第二十六条 出质人为单位的，查询人以出质人的法定注册名称进行查询。

出质人为个人的，查询人以出质人的身份证件号码进行查询。

第二十七条 征信中心根据查询人的申请，提供查询证明。

第二十八条 质权人、出质人或其他利害关系人、查询人可以通过证明编号在登记公示系统对登记证明和查询证明进行验证。

第三章 征信中心的职责

第二十九条 征信中心应当采取技术措施和其他必要措施，维护登记公示系统安全、正常运行，防止登记信息泄露、丢失。

第三十条 征信中心应当制定登记操作规则和内部管理制度，并报中国人民银行备案。

第三十一条 登记注销或登记期限届满后，征信中心应当对登记记录进行电子化离线保存，保存期限为 15

年。

第四章 附則

第三十二条 征信中心按照国务院价格主管部门批准的收费标准收取应收账款登记服务费用。

第三十三条 权利人在登记公示系统办理以融资为目的的应收账款转让登记，参照本办法的规定。

第三十四条 本办法自 2007 年 10 月 1 日起施行。

附件：

《应收账款质押登记办法》（2017 年修订）修订说明（略）

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。